

函 環 推

令和7年(2025年) 3月17日

報道機関 各位

環境部環境推進課長

令和7年度 家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付事業の取材および
報道について(依頼)

このことについて、家庭から排出される燃やせるごみのうち、約3割を生ごみが占めていることから、家庭ごみの減量化を図るため、比較的手間をかけずに屋内で処理ができる電動生ごみ処理機の購入費を一部補助することで、生ごみの減量化・堆肥化を促進することを目的とし、下記のとおり実施いたしますので、報道方よろしくお願いたします。

記

1 補助対象者

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している個人の方
- (2) 購入した処理機を自ら自宅で家庭用として生ごみの処理に使用し、適正に維持管理できる方
- (3) 処理機を市内の販売店(インターネット購入を除く)で購入できる方
- (4) 過去3年間に、本人およびその世帯員が、本制度の補助金の交付を受けていない方
- (5) 処理機の使用状況について、後日、アンケート等に協力できる方

2 補助対象機器および補助台数

家庭用電動生ごみ処理機(ディスポーザを除く) 30台(※1世帯につき1台)

3 補助金額

20,000円を上限に購入価格の消費税および地方消費税相当額を除く本体価格の2分の1の額(ただし、100円未満は切り捨て)

4 申請受付

令和7年4月1日(火)から ※申請が30件に達した時点で終了

5 申請方法

交付申請書に住所・氏名・電話番号・購入予定のメーカー名と製品名または型番を記載し、住所・氏名が確認できる書類（免許証、マイナンバーカード（表面）、住民票等の写し）を添付の上、環境推進課窓口へ持参または郵送で提出。

6 その他特記事項

- (1) 購入後の申請は不可
- (2) 申請受付前の申請（郵送含む）は不可
- (3) 交付申請書等は環境推進課のホームページでダウンロードするか、環境推進課の窓口で配布
- (4) ホームページの公開および交付申請書の窓口配布は令和7年3月24日（月）から

7 補助金交付までの流れ

- (1) 申請者は、交付申請書を環境部へ提出
- (2) 環境部から、交付申請書を審査後に交付決定通知書を申請者へ送付
- (3) 申請者は、交付決定通知書の発行日から30日以内または令和8年3月31日のいずれか早い日で、市内店舗において家庭用電動生ごみ処理機を購入
- (4) 申請者は、実績報告書を環境部へ提出（購入から30日以内に）
- (5) 環境部から、実績報告書審査後に補助金の額の確定通知書を申請者へ送付
- (6) 環境部から、補助金額を申請者の口座へ振込

環境部環境推進課

ごみ減量・美化啓発担当

担当:竹内 TEL 85-8238 FAX 85-8279